

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び

金曜日発行

(当日が休日に当  
たるときは、そ  
の翌日)

## 目 次

### ◇規

#### 則

鳥取県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規  
則(農地経済課)

鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則の一部を改正す  
る規則(〃)

鳥取県中山間地域活性化資金利子補給規則の一部を改正  
する規則(〃)

鳥取県漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規  
則(水産課)

鳥取県漁業経営維持安定資金利子補給規則の一部を改正  
する規則(〃)

鳥取県漁業経営安定資金利子補給規則の一部を改正する  
規則(〃)

公布された規則のあらまし

◇鳥取県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則

一 農業近代化資金の利子補給率を次のとおり改定することとし  
た。(第二条、附則第三項、第六項、別表関係)

|  | 資 金 の 区 分 | 利 子 補 給 率 (年・パーセント) |       |     |       |
|--|-----------|---------------------|-------|-----|-------|
|  |           | 現 行                 | 改 正 後 | 現 行 | 改 正 後 |
| (一) 農舎等の改良、造成又は取得に必要な資金  |           | 現行                  | 改正後   | 現行  | 改正後   |
| (二) 農機具の取得に要する資金   |           | 現行                  | 改正後   | 現行  | 改正後   |
| (三) 果樹等の植栽又は育成に要する資金   |           | 現行                  | 改正後   | 現行  | 改正後   |
| (四) 牛等の購入又は育成に要する資金で知事が指定するもの  |           | 現行                  | 改正後   | 現行  | 改正後   |
| (五) 知事が定める規模以下の農地又は牧野の改良又は造成に必要な資金   |           | 現行                  | 改正後   | 現行  | 改正後   |
| (六) 農村における環境の整備のために必要な施設であつて知事の定めるものの改良、造成又は取得に必要な資金                               |           | 現行                  | 改正後   | 現行  | 改正後   |
| (七) その他知事が特に必要と認めて指定する資金   |           | 現行                  | 改正後   | 現行  | 改正後   |
| (八) 農業経営を自ら行う青年に貸し付ける(一)から(六)まで又は(七)に掲げる資金(市町<br>村が年〇・五パーセント)の利息補給をする<br>場合に限る。)   |           | 現行                  | 改正後   | 現行  | 改正後   |
| (九) 畜産経営に伴う公害を防止するために<br>貸し付ける(一)又は(二)に掲げる資金(市町<br>村が年〇・五パーセント)の利息補給をする<br>場合に限る。) |           | 現行                  | 改正後   | 現行  | 改正後   |

| <p>(イ) 肥育牛の飼養規模の拡大等を行う者に貸し付ける(イ)に掲げる資金(市町村が年五・六二五パーセント)の利子補給をする場合に限る。</p> | <p>(ロ) 農機具等を共同利用して農業生産に係る経費の低減を図る(イ)に掲げる資金(市町村が年二・三二五パーセント)の利子補給をする場合に限る。</p> | <p>(ハ) 重点的に果樹農業の振興を図る必要がある地域内でおどろのハウス栽培を行う(イ)に掲げる(ハ)又は(ロ)に掲げる資金(市町村が年七・二五〇パーセント)の利子補給をする場合に限る。</p> | <p>(ニ) 転作を計画的・集团的に推進する団体に貸し付ける(イ)又は(ロ)に掲げる資金(市町村が年四・七五〇パーセント)の利子補給をする場合に限る。</p> | <p>(ホ) 転作を行う者に貸し付ける(イ)に掲げる資金(市町村が年〇・五五〇パーセント)の利子補給をする場合に限る。</p> | <p>(ヘ) 転作を行う者に貸し付ける(イ)から(ロ)までの(イ)に掲げる資金(市町村が年〇・七二五パーセント)の利子補給をする場合に限る。</p> | <p>(コ) 地域改善対策特定事業の対象地域内に掲げる自立経営志向農業者に貸し付ける(イ)に掲げる資金(市町村が年一・一七五パーセント)の利子補給をする場合に限る。</p> |
|---|---|--|---|---|--|--|
| 三・三二五   | /   | 三・三二五  | /   | 三・四五  | 三・三二五  | 三・九五   |
| 三・〇七五   | /   | 三・〇七五  | /   | 三・一五  | 三・〇七五  | 三・六二五  |
| /   | 二・三七五   | /  | 二・三七五   | /   | /  | /  |
| /   | 二・二七五   | /  | 二・二七五   | /   | /  | /  |
| /   | 一・三七五   | /  | 一・三七五   | /   | /  | /  |
| /   | 一・一七五   | /  | 一・一七五   | /   | /  | /  |

|   |   |   |   |
|---|---|---|---|
| <p>(a) 農業者の肥育牛の飼養規模の拡大等に図るため、飼養管理の預託を行う農協等に貸し付けられる(イ)に掲げる資金(市町・村が年〇・三二五パーセント(現行年〇・四七五パーセント)の利子補給をする。)</p> | <p>(b) 地域農業総合整備計画(水田農業の確立を目的として作成された計画に限る。)</p> | <p>(c) 地域農業総合整備計画(水田農業の確立を目的として作成された計画に限る。)</p> | <p>(d) 地域農業総合整備計画(水田農業の確立を目的として作成された計画に限る。)</p> |
|   | <p>二・八五</p>                                     | <p>三・四五</p>                                     |   |
|   | <p>二・六</p>                                      | <p>三・一五</p>                                     |   |
|   | <p>二・一五</p>                                     |   | <p>二・五</p>                                      |
|   | <p>二・〇五</p>                                     |   | <p>二・三二五</p>                                    |
|   | <p>一・一五</p>                                     |   | <p>一・五</p>                                      |
|   | <p>〇・九五</p>                                     |   | <p>一・二二五</p>                                    |

二一 この規則は、公布の日から施行することとした。  
 二 所要の経過措置を講ずることとした。

◇鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則の一部を改正する規則  
 一 農業近代化推進資金を貸し付ける融資機関に対して、借受者の住所を管轄する市町村が年一・二二五パーセント(現行年一・三パーセント)の割合で利子補給金を交付する場合に県が

行う利子補給の利率を年一・二二五パーセント(現行年一・三パーセント)に引き下げることとした。(第三条関係)  
 二 農業近代化推進資金の貸付利率の上限を次のとおり引き下げることとした。(別表関係)

| 生活環境整備資金 | 大企業への貸付金<br>農業協同組合等以外の貸付金 | 保健増進施設整備資金 |          | 大企業への貸付金 | 加工流通整備資金 | 大企業への貸付金 |          | 現 行  | 改正後 | 現 行  | 改正後  | 現 行  | 改正後  |          |          |          |
|----------|---------------------------|------------|----------|----------|----------|----------|----------|------|-----|------|------|------|------|----------|----------|----------|
|          |                           | 大企業以外への貸付金 | 二・七億以下部分 |          |          | 二・七億以下部分 | 二・七億以下部分 |      |     |      |      |      |      | 二・七億以下部分 | 二・七億以下部分 | 二・七億以下部分 |
|          |                           |            |          |          |          |          |          |      |     |      |      |      |      |          |          |          |
| 五・二五     | 四・五五                      | 五・八五       | 五・九      | 五・二五     | 六・一      | 六・一五     | 五・七五     | 五・三  | 五・六 | 一・三  | 一・一五 | 一・一五 | 一・一五 |          |          |          |
| 四・八五     | 四・三                       | 五・三五       | 五・四      | 四・八五     | 五・六      | 五・六五     | 五・三      | 一・六五 | 一・三 | 一・二五 | 一・一五 | 一・一五 | 一・一五 |          |          |          |
| 二・一五     | 二・八五                      | 一・五五       | 一・五      | 二・一五     | 一・三      | 一・二五     | 一・六五     | 一・六  | 一・三 | 一・二五 | 一・一五 | 一・一五 | 一・一五 |          |          |          |
| 二・〇五     | 二・六                       | 変更なし       | 変更なし     | 二・〇五     | 変更なし     | 変更なし     | 一・六      | 〇・六五 | 〇・三 | 〇・二五 | 〇・一五 | 〇・一五 | 〇・一五 |          |          |          |
| 一・一五     | 一・八五                      | 〇・五五       | 〇・五      | 一・一五     | 〇・三      | 〇・二五     | 〇・六五     | 〇・六五 | 〇・三 | 〇・二五 | 〇・一五 | 〇・一五 | 〇・一五 |          |          |          |
| 〇・九五     | 一・五                       | 〇・四五       | 〇・四      | 〇・九五     | 〇・二      | 〇・一五     | 〇・五      | 〇・五  | 〇・二 | 〇・一五 | 〇・一五 | 〇・一五 | 〇・一五 |          |          |          |

| 資金の種類    | 貸付利率        |              |
|----------|-------------|--------------|
|          | 現 行         | 改正後          |
| 経営規模拡大資金 | 年四・八パーセント以内 | 年四・四五パーセント以内 |
| 花き栽培振興資金 | 年四・八パーセント以内 | 年四・四五パーセント以内 |

- この規則は、公布の日から施行することとした。
  - 所要の経過措置を講ずることとした。
- 三 烏取県中山間地域活性化資金利子補給規則の一部を改正する規則  
 一 中山間地域活性化資金に係る貸付利率の上限及び県の利子補給率を次のとおり引き下げることとした。(別表関係)

利子補給率(年・パーセント)

融資機関が農業協同組合等である場合

融資機関が農業協同組合連合会等である場合

貸付利率の上限(年・パーセント)



| 二<br>総トン数二十トン以上<br>百十トン(中型いかつり<br>漁業に従事する漁船にあつては百三十<br>九トン)未満の漁船の<br>建造等に必要資金 | 三<br>漁船漁具保管修理工<br>設等の改良、造成又は<br>取得に必要な資金 | 四<br>漁場改良造成用機<br>具等の取得に必要な資<br>金 | 五<br>漁具及び養殖施設等<br>の取得に必要な資金 | 六<br>養殖種苗の購入又は<br>育成に必要な資金 | 七<br>漁村情報処理、通信<br>施設等の改良、造成又<br>は取得に必要な資金 | 八<br>漁場改良造成施設の<br>改良、造成又は取得に<br>必要な資金 |
|---|--|----------------------------------|-----------------------------|----------------------------|---|---------------------------------------|
| 一・六   | 二・六                                      | 二・六                              | 二・六                         | 二・六                        | /   | 二・六                                   |
| 一・五五  | 二・四五                                     | 二・四五                             | 二・四五                        | 二・四五                       | /   | 二・四五                                  |
| 一・四   | 二・四                                      | 二・四                              | 二・四                         | 二・四                        | /   | 二・四                                   |
| 一・三五  | 二・二五                                     | 二・二五                             | 二・二五                        | 二・二五                       | /   | 二・二五                                  |
| 一・六   | 一・九                                      | 一・九                              | 二・六                         | 二・六                        | 一・九                                       | 一・九                                   |
| 一・五五  | 一・九五                                     | 一・九五                             | 二・四五                        | 二・四五                       | 一・九五                                      | 一・九五                                  |
| 一・六   | 〇・九                                      | 〇・九                              | 二・六                         | 二・六                        | 〇・九                                       | 〇・九                                   |
| 一・五五  | 〇・八五                                     | 〇・八五                             | 二・四五                        | 二・四五                       | 〇・八五                                      | 〇・八五                                  |
| 一・四   | 〇・九                                      | 〇・九                              | 二・四                         | 二・四                        | 〇・九                                       | 〇・九                                   |
| 一・三五  | 〇・八五                                     | 〇・八五                             | 二・二五                        | 二・二五                       | 〇・八五                                      | 〇・八五                                  |

四一 この規則は、公布の日から施行することとした。  
 2 所要の経過措置を講ずることとした。





ント」を「年二・二七五パーセント」に改め、同条第八項中「年〇・四七五パーセント」を「年〇・三二五パーセント」に、「年一・三七五パーセント」を「年一・一七五パーセント」に改め、同条第九項中「年〇・七二五パーセント」を「年〇・六二五パーセント」に、「年三・三二五パーセント」を「年三・〇七五パーセント」に改め、同条第十項中「年〇・四七五パーセント」を「年〇・三二五パーセント」に、「年二・三七五パーセント」を「年二・二七五パーセント」に改め、同条第十一項中「年〇・四七五パーセント」を「年〇・三二五パーセント」に、「年一・三七五パーセント」を「年一・一七五パーセント」に改め、同条第十二項中「年〇・七二五パーセント」を「年〇・六二五パーセント」に、「年三・三二五パーセント」を「年三・〇七五パーセント」に改め、同条第十三項中「年〇・四七五パーセント」を「年〇・三二五パーセント」に、「年一・三七五パーセント」を「年一・一七五パーセント」に改める。

附則第三項中「年二・六パーセント」を「年二・四五パーセント」に、「年二・八五パーセント」を「年二・六パーセント」に、「年一・九パーセント」を「年一・九五パーセント」に、「年二・一五パーセント」を「年二・〇五パーセント」に、「年〇・九パーセント」を「年〇・八五パーセント」に、「年一・一五パーセント」を「年〇・九五パーセント」に改める。

附則第四項中「年〇・六パーセント」を「年〇・五五パーセント」に、「年三・四五パーセント」を「年三・一五パーセント」に改める。

附則第五項中「年〇・三五パーセント」を「年〇・二七五パーセント」に、「年二・五パーセント」を「年二・三二五パーセント」に改める。

附則第六項中「年〇・三五パーセント」を「年〇・二七五パーセント」

に、「年一・五パーセント」を「年一・二二五パーセント」に改める。  
別表第一号から第四号までの規定中「年二・六パーセント」を「年二・四五パーセント」に、「年一・九パーセント」を「年一・九五パーセント」に、「年〇・九パーセント」を「年〇・八五パーセント」に改め、同表第五号中「年二・八五パーセント」を「年二・六パーセント」に、「年一・八五パーセント」を「年一・五パーセント」に改め、同表第六号中「年一・九パーセント」を「年一・九五パーセント」に、「年〇・九パーセント」を「年〇・八五パーセント」に改め、同表第七号中「年二・六パーセント」を「年二・四五パーセント」に、「年一・九パーセント」を「年一・九五パーセント」に、「年〇・九パーセント」を「年〇・八五パーセント」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行前に、この規則による改正前の鳥取県農業近代化資金利子補給規則第三条の規定による利子補給契約に基づき、利子補給について知事の承認の行われている農業近代化資金については、なお従前の例による。

鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成四年十二月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第七十三号

鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則の一部を改正する規則

鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則（昭和四十一年六月鳥取県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「別表第一」を「別表」に改める。

第三条第一項及び第二項中「年一・三パーセント」を「年一・二二五パーセント」に改める。

別表第一中「年四・八パーセント」を「年四・四五パーセント」に改め、同表を別表とする。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行前に、この規則による改正前の鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則第四条の規定による利子補給契約に基づき、利子補給について知事の承認の行われている農業近代化推進資金については、なお従前の例による。

鳥取県中山間地域活性化資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成四年十二月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第七十四号

鳥取県中山間地域活性化資金利子補給規則の一部を改正する規則

鳥取県中山間地域活性化資金利子補給規則（平成二年十二月鳥取県規則第五十八号）の一部を次のように改正する。

別表中「年五・七五パーセント」を「年五・三パーセント」に、「年一・六五パーセント」を「年一・六パーセント」に、「年〇・六五パーセント」を「年〇・五パーセント」に、「年六・一五パーセント」を「年五・六五パーセント」に、「年〇・二五パーセント」を「年〇・一五パーセント」に、「年六・一パーセント」を「年五・六パーセント」に、「年〇・三パーセント」を「年〇・二パーセント」に、「年五・二五パーセント」を「年四・八五パーセント」に、「年二・一五パーセント」を「年二・〇五パーセント」に、「年一・一五パーセント」を「年〇・九五パーセント」に、「年五・九パーセント」を「年五・四パーセント」に、「年〇・五パーセント」を「年〇・四パーセント」に、「年五・八五パーセント」を「年五・三五パーセント」に、「年〇・五五パーセント」を「年〇・四五パーセント」に、「年四・五五パーセント」を「年四・三パーセント」に、「年二・八五パーセント」を「年二・六パーセント」に、「年一・八五パーセント」を「年一・五パーセント」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行前に、この規則による改正前の鳥取県中山間地域活性化資金利子補給規則第五条の規定による利子補給契約に基づき、利子補給について知事の承認の行われている中山間地域活性化資金については、なお従前の例による。

鳥取県漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成四年十二月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第七十五号

鳥取県漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則

鳥取県漁業近代化資金利子補給規則(昭和四十四年十月鳥取県規則第六十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一号中「年三・六パーセント」を「年三・四五パーセント」に、「年三・四パーセント」を「年三・二五パーセント」に、「年二・六パーセント」を「年二・四五パーセント」に、「年二・四パーセント」を「年二・二五パーセント」に改め、同表第二号中「百十トン未満の」を「百十トン(中型いかつり漁業に従事する漁船にあつては、百三十九トンとする。以下同じ。)未満の」に、「年一・六パーセント」を「年一・五五パーセント」に、「年一・四パーセント」を「年一・三五パーセント」に改め、同表第三号及び第四号中「年二・六パーセント」を「年二・四五パーセント」に、「年二・四パーセント」を「年二・二五パーセント」に、「年一・九パーセント」を「年一・九五パーセント」に、「年〇・九パーセント」を「年〇・八五パーセント」に改め、同表第五号中「(総トン数百十トン未満の漁船に係るものに限る。)」を削り、「年二・六パーセント」を「年二・四五パーセント」に、「年二・四パーセント」を「年二・二五パーセント」に改め、同表第六号中「年二・六パーセント」を「年二・四五パーセント」に、「年二・四パーセント」を「年二・二五パーセント」に改め、同表第七号中「年一・九パーセント」を「年一・九五パーセント」に、「年〇・九パーセント」を「年〇・八五パーセント」に改め、同表第八号中「年二・六パーセント」を「年二・四五パーセント」に、「年二・四パーセント」を「年二・二五パーセント」に、「年一・九パーセント」を「年一・九五パーセント」に、「年〇・九パーセント」を「年〇・八五パーセント」に改める。

「年二・六パーセント」を「年二・四五パーセント」に改め、同表第六号中「年二・六パーセント」を「年二・四五パーセント」に改め、同表第七号中「年一・九パーセント」を「年一・九五パーセント」に、「年〇・九パーセント」を「年〇・八五パーセント」に改め、同表第八号中「年二・六パーセント」を「年二・四五パーセント」に、「年二・四パーセント」を「年二・二五パーセント」に、「年一・九パーセント」を「年一・九五パーセント」に、「年〇・九パーセント」を「年〇・八五パーセント」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行前に、この規則による改正前の鳥取県漁業近代化資金利子補給規則の規定により貸し付けられた漁業近代化資金については、なお従前の例による。

鳥取県漁業経営維持安定資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成四年十二月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第七十六号

鳥取県漁業経営維持安定資金利子補給規則の一部を改正する規則

鳥取県漁業経営維持安定資金利子補給規則(昭和五十一年十一月鳥取県

規則第六十九号)の一部を次のように改正する。  
第二条第一号中「年四・五五パーセント」を「年四・三パーセント」に改める。

第四条中「年二・八五パーセント」を「年二・六パーセント」に改める。  
附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行前に、この規則による改正前の鳥取県漁業経営維持安定資金利子補給規則第五条の規定による利子補給契約に基づき、利子補給について知事の承諾が行われている漁業経営維持安定資金については、なお従前の例による。

鳥取県漁業経営安定資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成四年十二月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第七十七号

鳥取県漁業経営安定資金利子補給規則の一部を改正する規則

鳥取県漁業経営安定資金利子補給規則(昭和五十六年六月鳥取県規則第五十号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項第三号中「年五・三パーセント」を「年四・九五パーセント」に改める。

第四条中「年二・一パーセント」を「年一・九五パーセント」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行前に、この規則による改正前の鳥取県漁業経営安定資金利子補給規則第三条第一項の規定による利子補給契約に基づき、利子補給について知事の承諾が行われている漁業経営安定資金については、なお従前の例による。